

監査公表第 21 号（令和 5 年 2 月 24 日、県公報第 376 号登載）

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（令和 4 年度）

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和 3 年 9 月 1 日 ～ 令和 4 年 8 月 31 日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和 4 年 9 月 27 日～令和 4 年 12 月 1 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり ・県民 生活部	アジア文化交流センター	令和 4 年 10 月 4 日～令和 4 年 10 月 5 日
	女性相談所	令和 4 年 11 月 24 日～令和 4 年 11 月 25 日
	消費生活センター	令和 4 年 11 月 4 日
保健 医療 介護 部	筑紫保健福祉環境事務所	令和 4 年 11 月 29 日～令和 4 年 12 月 1 日
	粕屋保健福祉事務所	令和 4 年 10 月 25 日～令和 4 年 10 月 27 日
	糸島保健福祉事務所	令和 4 年 11 月 24 日～令和 4 年 11 月 25 日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和 4 年 10 月 12 日～令和 4 年 10 月 14 日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和 4 年 11 月 15 日～令和 4 年 11 月 17 日
	田川保健福祉事務所	令和 4 年 11 月 8 日～令和 4 年 11 月 11 日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和 4 年 9 月 29 日～令和 4 年 9 月 30 日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和 4 年 10 月 6 日～令和 4 年 10 月 7 日
京築保健福祉環境事務所	令和 4 年 10 月 18 日～令和 4 年 10 月 20 日	

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	精神保健福祉センター	令和4年11月4日
	食肉衛生検査所	令和4年11月18日
福祉 労働 部	福岡児童相談所	令和4年11月29日～令和4年11月30日
	久留米児童相談所	令和4年9月27日～令和4年9月28日
	田川児童相談所	令和4年11月29日～令和4年11月30日
	大牟田児童相談所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	宗像児童相談所	令和4年10月12日～令和4年10月13日
	京築児童相談所	令和4年11月1日～令和4年11月2日
	福岡学園	令和4年11月24日～令和4年11月25日
	障がい者更生相談所	令和4年10月28日
	こども療育センター新光園	令和4年10月18日～令和4年10月19日
	福岡労働者支援事務所	令和4年10月14日
	北九州労働者支援事務所	令和4年10月28日
	筑後労働者支援事務所	令和4年10月14日
	筑豊労働者支援事務所	令和4年11月22日
	福岡高等技術専門学校	令和4年10月6日～令和4年10月7日
	戸畑高等技術専門学校	令和4年9月27日～令和4年9月28日
	小竹高等技術専門学校	令和4年9月29日～令和4年9月30日
	久留米高等技術専門学校	令和4年10月20日～令和4年10月21日
	大牟田高等技術専門学校	令和4年10月4日～令和4年10月5日
田川高等技術専門学校	令和4年10月6日～令和4年10月7日	
小倉高等技術専門学校	令和4年9月29日～令和4年9月30日	
福岡障害者職業能力開発校	令和4年10月4日～令和4年10月5日	

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	支出	1	生活保護費について、特別支援学校の寄宿舎に入所している世帯員の帰省に係る生活扶助費を認定すべきところ、これを怠り、また、支給額の認定を誤り、支給過小となっていた。
保健医療介護部 南筑後保健福祉環境事務所	支出	1	生活保護費について、児童扶養手当及び介護保険料還付金を収入認定すべきであったところ、これを行わず、支給過大となっていた。
計		2件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	収入	3	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
	支出	1	生活保護費のうち通勤に使用する自動車の任意保険料について、対人・対物賠償分に係る費用のみ就労収入の必要経費として認定すべきところ、これを誤り、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、被保護者に対する課税の状況の調査で判明した住宅の管理手当を就労収入として認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、介護保険料還付金を収入認定すべきところ、これを行わず、支給過大となっていた。
		1	生活保護費について、死亡した世帯員の年金及び年金生活者支援給付金を収入として認定の上、速やかに返還に係る事務処理を行うべきところ、これを行っていなかった。
福祉労働部	収入	1	児童措置弁償金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
	支出	1	ライセンスキー等の入力が必要なコンピューターソフトの入手に関する支出について、使用料及び賃借料（13節）で支出すべきところ、その他需用費（10節03）及び備品購入費（17節）で支出していた。
計		9件	